

# 弁護士報酬早見表

## 民事事件の着手金及び報酬金

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超える3,000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円を超える3億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は10万円。)

## 契約締結交渉

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超える3,000万円以下の場合	1% + 3万円	2% + 6万円
3000万円を超える3億円以下の場合	0.5% + 18万円	1% + 36万円
3億円を超える場合	0.3% + 78万円	0.6% + 156万円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。)

## 督促手続事件

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	
300万円を超える3,000万円以下の場合	1% + 3万円	民事事件の報酬金 または手形、小切手 訴訟事件の報酬金の 額の半額
3000万円を超える3億円以下の場合	0.5% + 18万円	
3億円を超える場合	0.3% + 78万円	

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は5万円。)

## 手形、小切手訴訟事件

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超える3,000万円以下の場合	2.5% + 4万5000円	5% + 9万円
3000万円を超える3億円以下の場合	1.5% + 34万5000円	3% + 69万円
3億円を超える場合	1% + 184万5000円	2% + 156万円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は5万円。)

## 任意整理事件

### (1)弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の場合	15%
500万円を超える場合	10% + 25万円
1,000万円を超える場合	8% + 45万円
5,000万円を超える場合	6% + 145万円
1億円を超える場合	5% + 245万円

### (2)依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の場合	3%
5,000万円を超える場合	2% + 50万円
1億円を超える場合	1% + 150万円

## 手数料

### (1)裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超える場合	1% + 7万円
		3,000万円を超える場合	0.5% + 22万円
		3億円を超える場合	0.3% + 82万円

### (2)裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
契約書類及びこれに準じる書類作成	非定型 基本	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超える場合	1% + 7万円
		3,000万円を超える場合	0.3% + 28万円
		3億円を超える場合	0.1% + 88万円
遺言書作成	非定型 基本	300万円以下の場合	20万円
		300万円を超える場合	1% + 17万円
		3,000万円を超える場合	0.3% + 38万円
		3億円を超える場合	0.1% + 98万円
遺言執行	基本	300万円以下の場合	30万円
		300万円を超える場合	2% + 24万円
		3,000万円を超える場合	1% + 54万円
		3億円を超える場合	0.3% + 204万円
会社設立等	設立・増減資 合併・分割 組織変更 通常清算	1,000万円以下の場合	4%
		1,000万円を超える場合	3% + 10万円
		2,000万円を超える場合	2% + 30万円
		1億円を超える場合	1% + 130万円
		2億円を超える場合	0.5% + 230万円
		20億円を超える場合	0.3% + 630万円